

医療・介護従事者等に早期の慰労金支給を求める要望意見書

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し、医療体制が逼迫する中、医療従事者は使命感を持って、自身の感染リスクや私生活などに目をつぶり、必死に治療・看護に従事していますが、日本医療労働組合連合会に加盟する労働組合を対象に調査した結果、40%余りで冬のボーナスが去年より引き下げられたことが明らかになりました。

介護現場も深刻です。ぎりぎりの人員で運営している事業所がほとんどであり、感染症対策に不慣れな介護労働者は、感染の危険と隣り合わせの中で神経をすり減らし、日々奮闘しています。感染防止を図りつつ利用者に必要なケアを提供するために、在宅介護も施設介護も必死です。デイサービスやショートステイを休止したり、縮小したりする事業所や感染への不安からサービス利用を控える人も生まれており、経営が悪化し、事業の維持・継続を見通せない事業所も少なくありません。

国会においても、超党派の議員が加盟する「コロナと闘う病院を支援する議員連盟」が同趣旨の提言をしています。また、今年1月、昨年7月以降に新型コロナウイルスの患者に対応している医療従事者や介護・障害福祉サービス事業所等の職員に最大20万円の慰労金を支給する法案が提出されています。

よって、国においては、医療従事者や介護・障害福祉サービス事業所等の職員に慰労金を早期に支給するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月22日

北海道余市郡余市町議会議長 中 井 寿 夫

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣